

清水町農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者に関する推薦及び募集要項

清水町及び清水町農業委員会は、現農業委員会の委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集をします。

農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことができる方の推薦又は応募を受け付けております。

なお、推薦を受け又は応募いただいたことをもって、各委員候補者に確定するものではありませんのでご了承ください。

1 農業委員会の委員定数

- (1) 農業委員 13人
- (2) 農地利用最適化推進委員 1人

2 農業委員会の委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 農業委員会の委員の役割

(1) 農業委員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な業務は以下のとおりです。

- ① 平日昼間に開催される農業委員会総会、研修会等の会議（月に1～2回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審査を行います。
- ② 農地法等に基づく申請の調査を行います。
- ③ 農地法等に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行います。
- ④ 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）のための調整などをを行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

町内において、担い手農家への農地の集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、地域の農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。

- ① 平日昼間に開催される農業委員会総会、研修会等の会議（月に1～2回程度）へ出席し、町内の農地法等の申請内容について、調査し、調査結果を報告等します。
- ② 町内の農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進します。
- ③ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進します。

4 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募の手続きは同時に行うこと が可能、それぞれの候補者になることができますが、任命の時点で両方を兼務 することはできません。

5 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 令和8年7月20日現在で満20歳以上の方
- (2) 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- (3) 清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でない方

6 推薦及び募集の期間

いずれも令和8年2月2日（月）午前8時30分から令和8年3月6日（金）午後5時15分まで（郵送の場合は、消印有効）

7 推薦及び応募の書類

次の書類を町ホームページからダウンロードいただき、清水町役場産業観光課で取得し、必要事項を記入の上、清水町役場産業観光課へ提出してください。

(1) 推薦について

- ① 推薦書
(個人用と団体用、農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。)
- ② 承諾書

(2) 応募について

- ① 申込書
(農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。)
- ② 承諾書

8 書類の提出先

清水町産業観光課（庁舎2階）へ直接お持ちいただき、郵送により提出してください。

郵送の場合の送付先

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町役場産業観光課（清水町農業委員会事務局）

9 選考の方法

応募又は推薦の理由、年齢、地域等を考慮し、書類選考します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

10 お問い合わせ

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町役場2階 産業観光課内 農業委員会事務局

電話 055-981-8239 FAX 055-976-0249

メール chiikisangyou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp